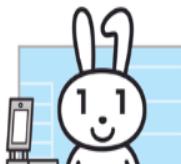


医療情報加算について

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。患者さまからお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報は適切に管理・活用いたします

マイナ保険証の利用の有無にかかわらず **2024年12月から** 初診時、再診時共に1点になります

マイナ保険証は受診日ごとに確認が必要です



保険証は月に一度の確認が必要です

マイナ保険証は、受診日に来院されたら、ご自身でカードリーダーを操作してください
保険証は、月に一度受付時に確認させていただきます。月初めの受診日には忘れずにお持ちください

公費の受給を受けている方は、受給者証（受給券）は窓口にご提示ください

マイナ保険証または保険証をお持ち頂かない場合には、自費診療になる事がありますのでご了承ください。

2024年12月以降 外来受診時 保険確認方法

マイナ保険証（推奨）	健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード
健康保険証	最長2025年12月1日まで 国民保険証・後期高齢者医療制度→有効期限まで
資格確認書	健康保険証無し マイナ保険証利用登録なし



令和6年12月 亀田MTGクリニック

マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いします